

令和3年度も
実施します。

柏市中小企業融資制度等の借入者 信用保証料及び支払利子補助制度

柏市では、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況に置かれている市内中小事業者の皆様に対し、**資金繰り及びアフター(With)コロナを見据えた新規事業創出・創業等を支援**するため、融資を受ける際に支払った信用保証料・支払利子を補助します。**令和3年度も本補助制度を継続実施します。**

1 事業活動の安定・継続のための資金繰り支援

対象者

新型コロナウイルス感染症に起因するセーフティネット4号認定（申請期限：令和3年6月1日）を受けた上で、認定の有効期限内に、次に掲げる資金の融資の申込みを行い、融資を受けた市内事業者

対象資金・補助内容

①柏市中小企業資金融資制度【事業資金・小口事業資金のうち運転資金(据置期間6か月)】

最大5年間
支払利子を全額補助

融資を受ける際に一括で支払った
信用保証料を全額補助

②小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

最大5年間
支払利子を全額補助

2 新規事業創出・創業等へのチャレンジを応援するための資金繰り支援

対象者

次に掲げる資金の融資を受けた市内事業者

対象資金・補助内容

柏市中小企業資金融資制度【挑戦資金・創業支援資金・起業支援資金】

最大5年間
支払利子の一部を補助
(1%超過分)

既存制度

融資を受ける際に一括で支払った
信用保証料を全額補助

3 備考

- 本制度の適用は、令和2年3月23日から令和4年3月31日までの間に、上記の要件に該当する融資を受けた方が対象です。
- 市（マル経融資の場合は柏市商工会議所・柏市沼南商工会）から補助対象者に対し、申請書類等を送付します。
- 令和3年度申請書送付予定 利子補助：令和4年2月ころ 信用保証料：融資決定時
- 上記1について、セーフティネット4号認定を受ける前に借りた資金の借り換えは認められません。（認定を受けた後に借りた資金については、本制度への借り換えは認められます。）
- セーフティネット4号認定の申請期限は令和3年6月1日までです。また、認定書の有効期間は、認定日から30日となりますのでご注意ください。

●セーフティネット認定の申込先 ●
柏市役所 経済産業部 商工振興課

●柏市中小企業資金融資の申込先 ●
市内金融機関(詳しくは柏市HPをご確認下さい。)

●マル経融資(小規模事業者経営改善資金)の申込先 ●

【柏商工会議所(旧柏市エリア)】
電話番号:04(7162)3305

【柏市沼南商工会(旧沼南町エリア)】
電話番号:04(7191)2803